

第5次長野県子ども読書活動推進計画（原案）

～「読むこと」、「知ること」の楽しさをすべての子どもたちに～

目 次

I	第5次長野県子ども読書活動推進計画について	2
1	計画策定の趣旨	2
2	計画期間	2
3	計画の対象	2
4	計画における「読書」の位置づけ	2
II	第4次長野県子ども読書活動推進計画中の取組と課題	3
1	子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化	3
2	取組状況	5
3	数値目標の進捗状況	6
4	主な課題	7
III	第5次長野県子ども読書活動推進計画	9
1	基本理念	9
2	共通する視点	9
3	子どもの読書活動推進方策	10
●	取組の柱 1 信州全体での子ども読書活動の推進	10
【	推進方策 1-1】 家庭等における読書活動の推進	10
【	推進方策 1-2】 地域における読書活動の推進	11
【	推進方策 1-3】 学校等における読書活動の推進	11
●	取組の柱 2 子ども読書活動推進のための環境整備	13
【	推進方策 2-1】 地域における読書環境の整備	13
【	推進方策 2-2】 学校における読書環境の整備	13
【	推進方策 2-3】 子どもの読書活動を支える人材の育成・人的体制整備	14
4	推進体制	15
5	指標	16
	用語解説	17
	参考資料	19

●本文中(※)のあるキーワードは用語解説があります

I 第5次長野県子ども読書活動推進計画について

1 計画策定の趣旨

第5次長野県子ども読書活動推進計画は、「子ども読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」（以下「推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和2年3月に策定した「第4次長野県子ども読書活動推進計画」（以下「第4次計画」という。）の取組の成果や課題等を踏まえ、長野県における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向や取組を示すとともに、市町村や学校、読書活動ボランティアをはじめとする、子どもの読書活動推進を担う関係者・団体等の指針として策定するものです。

同時に、本計画は、推進法第9条第2項の規定により、市町村が子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定する際の基本となるものであり、各市町村においてはそれぞれの地域の状況等を踏まえながら同計画の策定や見直しを進められるよう期待します。

また、県民の皆様に対して、この計画で示す方針や施策についての理解と協力、積極的な参画を願うものです。

なお、取組の実施にあたっては、「第4次長野県教育振興基本計画」や「第3次長野県特別支援教育推進計画」、「長野県障がい者プラン2024」等の関連計画とも連携を図りながら、子どもの読書活動を推進します。

2 計画期間

令和7年度からおおむね5年間

3 計画の対象

この計画は、0歳からおおむね18歳までを対象とするものです。

4 計画における「読書」の位置づけ

「読書」には、多様な目的や形があります。

物語や小説など1冊の図書を一人でじっくり読み通す「読書」のほか、探究的な学習の中で仲間と共に事典や図鑑を調べることで、必要な情報を得るために新聞や雑誌に目を通すことも「読書」です。また、未就学の小さな子どもたちにとっての読み聞かせも広い意味で「読書」であるといえます。

「読書」の対象には、印刷された紙の図書以外に、電子書籍^(※)やインターネット上のコンテンツなど、デジタル社会の暮らしの中にある多様な情報源も含まれます。

こうした多様な「読書」を通じて、子どもたちは言葉を学び、感性を磨き、表現力を高めるとともに、読解力や論理的な思考力を高められる可能性が広がります。

また、創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくことは、それぞれの幸せや生きがいを実感できる「個人のウェルビーイング^(※)」の実現につながるものと考えます。

上記を踏まえ、当計画における「読書」は、多様な目的や形を包含するものと位置付けます。

Ⅱ 第4次計画中的の取組と課題

1 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

(1)教育におけるデジタル化の推進

国においては、令和元年度補正予算において、児童生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する [GIGA スクール構想](#)に必要な経費が計上され、本県においても計画的な端末の整備が進められています。

令和4年12月に閣議決定された「[デジタル田園都市国家構想総合戦略](#)」では、社会教育施設において、地域の教育力向上に向けて ICT などの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携・協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり、地域づくりを行う取組を促進すること等が示されました。

(2)学習指導要領の改訂と実施

平成30年度から段階的に実施された [新学習指導要領](#)は、「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力など」、「学びに向かう力、人間性など」の3つの柱からなる「資質・能力」を総合的にバランスよく育てることを目指しています。また、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現が重視されています。

また、教科等の枠を越えて全ての学習の基盤として育まれ活用される資質・能力の1つとして「言語能力」や「情報活用能力^(※)」が示されており、その育成のために、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実させることが求められています。

(3)国の第4期「教育振興基本計画」

令和5年6月に国の [第4期「教育振興基本計画」](#)が閣議決定され、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を基本的なコンセプトとし、5つの基本方針と16の教育目標、基本施策及び指標が示されました。目標のひとつとして「豊かな心の育成」が掲げられ、基本施策として、読書活動の充実が位置付けられています。

(4)国の第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」

令和4年1月に国の [第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」](#)（以下「[第6次学校図書館計画](#)」という。）（対象期間：令和4年度から令和8年度）が策定され、全ての公立小中学校等における「学校図書館図書標準^(※)」の達成を目指すこと、計画的な図書の更新、学校図書館^(※)への新聞の複数紙配備、学校司書^(※)の配置拡充を図ることを定めています。

(5)国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」

令和5年3月に国の [第五次「子どもの読書活動に関する基本的な計画」](#)が閣議決定され、急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表

現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、社会全体で子どもの読書活動を推進するため以下の基本方針が掲げられています。

- 1 不読率の低減
- 2 多様な子どもたちの読書機会の確保
- 3 デジタル社会に対応した読書環境の整備
- 4 子どもの視点に立った読書活動の推進

（6）「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」

令和元年6月に視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により書籍について視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備を推進することを目的とする「[視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律](#)」（令和元年法律第49号：以下「読書バリアフリー法」という。）が公布・施行されました。また令和2年7月に「[視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画](#)」（以下「読書バリアフリー基本計画」）が策定されました。

（7）「こども基本法」の制定

令和4年6月にこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「[こども基本法](#)」（令和4年法律第77号）が公布されました。基本理念の1つとして、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」が掲げられています。

（8）長野県における動き

長野県では令和5年3月に「[第4次長野県教育振興基本計画](#)」を策定し、目指す姿である「個人と社会のウェルビーイングの実現」に向け、自ら課題を見出し、その解決を目指して、仲間と協働しながら新たな価値を創造したり、一人ひとりが自分の“好き”なこと、“楽しい”こと、“なぜ”と思うことに浸り追求する「探究」が重要であると捉え、「探究県」長野を目指して施策を展開しています。

主な施策として、「デジタルの力を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」や「多様な学びの場・機会の充実や民間との連携による個別最適化」、「生涯を通じて学ぶことができる環境づくり」など、学校教育・社会教育の枠を越えて「子どもの読書活動推進」につながるものが多く位置付けられています。

また、同月に策定された「[第3次長野県特別支援教育推進計画](#)」では、「生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実」として、図書館等の生涯学習に係る地域の機関とネットワークづくりを進め、地域において卒業後の豊かな生活につながる活動に親しむ学習活動を充実させることが盛り込まれています。

令和6年3月に策定された「[長野県障がい者プラン 2024](#)」は、読書バリアフリー基本計画を包含するものと位置付けられています。

（※関連資料リンク最終閲覧 2025-01-16）

2 取組状況

第4次計画の計画期間（令和2年度から令和6年度）は、その大部分が新型コロナウイルス感染症により社会全体が大きく影響を受けた時期と重なり、学校の臨時休校や公共図書館の休館、おはなし会の中止など、従来、子どもの読書活動を支えてきた環境も大きな影響を受けました。

そうした中、長野県教育委員会では平成27年に策定した第3次計画の成果と課題を踏まえつつ、社会の急速なデジタル化に伴う読書環境の変化を視野に入れながら、関係機関や団体等と連携・協力し、下記の観点から取組を進めました。

（1）読書への関心を高める取組・普及啓発活動

- ・「高校・中学ビブリオバトル^(※)長野県大会」の開催（主催：県大会実行委員会）
- ・公共図書館等による「子ども読書の日」を推進するための周知・啓発
- ・長野県図書館協会と県教育委員会主催の「長野県図書館大会」の開催
- ・「令和5年度全国公共図書館研究集会（児童・青少年部門）」開催
- ・県教育委員会における「子どもの読書活動優秀実践校・園・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰」への推薦

（2）読書環境の整備

- ・市町村と県による協働電子図書館「デジとしよ信州」サービス開始（R4）

▼デジとしよ信州

令和4年8月5日にスタートした、県内全77市町村と長野県が協働して運営する電子図書館サービス。県内の全市町村と県が協働で一つの電子書籍サービスを導入するのは全国初の取組み。

利用登録することにより、長野県民はいつでもだれでもどこからでも電子書籍を読むことができる。また、学校教育との連携を推進するため、学校（学年・学級も可）単位での一括登録も可能とし、令和6年度からは「教職員用デモ ID」の配布も行っている。

- ・市町村と県による視覚障がい者専用電子図書館「アクセシブルライブラリー^(※)」開始（R5）
- ・県立長野図書館における電子書籍サービス（KinoDen）開始（R4）
- ・県立高等学校図書館に対し、「カーリル 学校図書館支援プログラム^(※)」の周知

（3）読書バリアフリー環境の充実

ア 県立長野図書館における読書バリアフリー環境の充実

- ・「プレクストーク^(※)」（視覚障害者用デジタル録音図書読書関連機器）の導入（R2）
- ・視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ^(※)」加入（R3）
- ・拡大読書器の更新（R4）
- ・国立国会図書館視覚障害者用データ送信サービス送信承認館登録（R5）

イ 特別支援学校における読書バリアフリー環境の充実

- ・興味関心をひきやすく分かりやすい図書（大型絵本・仕掛け絵本・図鑑等）の整備充実

- ・音声教材(マルチメディアデージー教科書^(※)等)の積極的な利用促進
- ・学校図書館業務システムの導入(R6)

(4)市町村の「子ども読書活動推進計画」策定

市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定に係る負担軽減を目的として、「令和4年地方分権改革に関する提案募集」(内閣府地方分権改革推進室)において、同計画の上位計画への包含を可能とするよう長野県が提案し、実現。

3 数値目標の進捗状況

第4次計画で策定した5つの数値目標について、進捗状況は次のとおりです。

(※各数値目標における「現在の数値」「実績」は記載年度に行われた調査で判明しているもの)

		現在の数値 (R1調査)	目標数値 (R6調査)	実績 (R6調査)
1	子ども一人当たりの貸出冊数	公立図書館 (児童図書)	21.3冊	24冊
		小学校	100.1冊	106冊
		中学校	31.3冊	37冊
2	学校図書館図書標準達成学校数の割合	小学校	51.7%	60.0%
		中学校	87.6%	95.0%
3	学校図書館蔵書のデータベース化率 (公立)	小学校	85.8%	95.0%
		中学校	90.3%	95.0%

出典:1『長野県公共図書館概況』(県立長野図書館)、『学校経営概要調査』(学びの改革支援課)

出典:2,3『学校経営概要調査』(学びの改革支援課)

(1)子ども一人当たりの貸出冊数

この期間の子どもの読書活動については、新型コロナウイルス感染拡大により「各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、図書へのアクセスがしにくい状況が影響を与えた可能性」が国の第5次計画で指摘されています。

公立図書館については目標数値には届かなかったものの、令和元年に比べて増加しました。コロナウイルス蔓延による休校等を受け、パンデミックにおいても子どもたちの読書環境を維持しようという趣旨から、貸出冊数の上限を無制限にする取組が県内のいくつかの公立図書館で展開されたことはその要因の1つとして考えられます。

(2)学校図書館図書標準達成学校数の割合

小学校は目標数値を達成しましたが、中学校は目標数値に及びませんでした。

各自治体が学校図書館の整備充実を図るうえでの目標となる資料としては、平成28年に出された「学校図書館ガイドライン」(文部科学省)や、「第6次学校図書館計画」(文部科学省)等があります。

(3)学校図書館蔵書のデータベース化率(公立)

小学校は目標数値に及びませんでした、中学校は達成しました。いずれも数値は向上しました。

		現在の数値 (R1調査)	目標数値 (R6調査)	実績 (R6調査)
4	「子ども読書の日」を中心とした事業の取組み（４・５月）を行っている公立図書館の割合	64.3%	100%	—

出典：4「子ども読書活動推進計画策定状況の調査」(文科省)

(4)「子ども読書の日」を中心とした事業の取組(4・5月)を行っている公立図書館の割合

出典である文部科学省の調査が令和2年度はコロナ禍の影響により実施されず、また令和3年度には「例年ほぼ全ての自治体が行っている状況を把握したことから、調査を行わない」との事務連絡があり、それ以降の調査は行われなくなったことから、令和6年度の実績は把握できませんでした。

		現在の数値 (R1調査)	目標数値 (R6調査)	実績 (R5調査)
5	市町村の「子供読書活動推進計画」策定率			
	市	84.2%	100%	84.2%
	町村	29.3%	70%	36.2%

出典：5「子ども読書活動推進計画策定状況の調査」R5(R5.3時点)

※ R6は調査無し

(5)市町村の「子供読書活動推進計画」策定率

市・町村ともに目標数値に及びませんでした。

長野県は市町村における「子供読書活動推進計画」の策定率が全国的にも低く、特に町村では今後も「策定予定なし」としている自治体が多い状況です。その主な理由として「策定に係る人材不足」と「公共図書館が設置されていない」ことが挙げられています。令和4年に上位計画への包含等も可能となったことを契機に、これまで「未策定」だったいくつかの自治体が策定済みとなっています。

4 主な課題

第4次計画期間における、県内の子どもの読書活動に関する主な課題として考えられる状況等は以下になります。

(1)児童生徒の読書に関する傾向について

ア 「学校の授業時間以外に普段(月～金曜日)、一日当たりどれくらいの時間、読書をするか(教科書・参考書、漫画・雑誌を除く)」の問いに「全くしない」と回答した児童生徒の割合が増加

	小学校		中学校	
	H31	R5	H31	R5
長野県	16.3%	21.8%	27.1%	31.3%
(参考)全国	18.7%	24.5%	34.8%	36.8%

イ 「昼休みや放課後、学校が休みの日に本(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどのくらい行きますか」の

問いに「ほとんど、または全く行かない」と回答した児童生徒の割合が増加

	小学校		中学校	
	H31	R5	H31	R5
長野県	25.8%	37.7%	41.4%	48.3%
(参考)全国	29.9%	40.9%	55.3%	59.8%

ウ 「読書は好きですか」の問いに「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合が減少

	小学校		中学校	
	H31	R5	H31	R5
長野県	79.8%	78.2%	73.4%	71.8%
(参考)全国	75.0%	71.8%	68.0%	66.0%

エ 「新聞を読んでいますか」の問いに「ほとんど、または、全く読まない」と回答した児童生徒の割合が増加

	小学校		中学校	
	H31	R6	H31	R6
長野県	54.1%	70.4%	62.5%	74.6%
(参考)全国	61.4%	76.0%	71.3%	81.3%

出典:「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)

(2)推進体制について

ア 県内公共図書館に勤務する司書^(※)・司書補の非常勤率は76.7%と、全国平均の64.5%より高い

イ 県内公立学校に配置されている1校専任の学校司書は、小中学校においては全国の状況と同様に9割以上が非常勤であり、高等学校の非常勤率は全国平均よりも10%以上高い

▼公立学校に配置されている
1校専任の学校司書の非常勤率

	小学校	中学校	高等学校
長野県	94.9%	91.6%	46.8%
都道府県(指定都市含まず)平均	96.4%	95.2%	34.0%

出典:ア『令和3年度社会教育調査』(文部科学省)

イ「令和5年度公立学校における学校司書の配置状況に関する調査」(文部科学省)

ウ 長野県の子どもの読書活動を俯瞰的・横断的に捉える継続した調査が無いため、変化や現状を捉えられていない

(3)市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定状況

県内自治体における「子ども読書活動推進計画」の策定率が全国平均と比較して低い

	自治体数	策定済	策定作業中	策定検討中	策定予定なし
長野県	77	42(54.5%)	0(0.0%)	4(5.2%)	31(40.3%)
(参考)全国	1,741	1,514(87.0%)	35(2.0%)	61(3.5%)	131(7.5%)

出典:令和4年度市町村における「子ども読書活動推進計画策定状況の調査」(文部科学省)

Ⅲ 第5次長野県子ども読書活動推進計画

1 基本理念

「読むこと」、「知ること」の楽しさを全ての子どもたちに

2 共通する視点

急激に変化を続ける社会において今後必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠です。

基本理念を実現するためには、子どもの読書活動推進に関係するすべての主体が共通の視点を持ち、社会全体で取組を進めていくことが大切です。

視点1 豊かな読書体験が得られる取組の推進

「読書」とは、1冊の図書を読み通すことのほかに、事典や図鑑を調べたり、インターネットで新聞のニュースを閲覧したり、電子書籍を参照するといった、必要な知識を得るために関係する情報源に目を通すことを含めて「読書」とであると捉え、読書活動には多様な目的や方法があるとの前提に立ち、子どもたちが豊かな読書体験を得られるよう取組を推進します。

視点2 デジタル社会に対応した読書環境の整備・充実

社会のデジタル化、GIGA スクール構想等の進展等をふまえ、言語能力や情報活用能力^(※)を育むとともに、災害時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等においてはデジタルを活用した取組を進めます。

視点3 多様な子どもたちの読書機会の確保

障がいのある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境の整備を進めます。

視点4 子どもたちの視点に立った読書活動の推進

子どもの希望や意思を取組に反映させるため、企画から子どもが参加するなど子どもが主体となった読書活動が展開されるよう考慮します。

3 子どもの読書活動推進方策

●取組の柱 1 信州全体での子ども読書活動の推進

長野県の児童生徒のうち、「読書は好きですか」という質問に「当てはまる・どちらかといえば当てはまる」と答えた割合は小学生で78.2%、中学生で71.8%と、全国平均よりも高い数値となっています。（「令和5年度全国学力・学習状況調査」）

しかし、コロナ禍以降、学校図書館（学校図書室）や地域の図書館に「ほとんど、または全く行かない」という児童生徒の割合、また、学校の授業時間以外では全く読書をしない、という児童生徒の割合が増えています。

長野県は、人口規模の小さい町村が多く、公立図書館未設置自治体や無書店自治体の割合も高いことから、全ての子どもたちが「読むこと」、「知ること」が楽しいと感じられる読書体験を得ることができるよう、広域レベルで地域資源や人的資源の共有化を図り、家庭、地域、学校等の社会全体で連携・協力して取り組んでいく必要があります。

【推進方策 1-1】 家庭等における読書活動の推進

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるよう、子どもにとって一番身近な存在である保護者が子どもの読書活動の機会の充実や読書習慣の定着に関心を持ち、積極的な関わりをもつことが大切です。

例えば、保護者による読み聞かせのほか、子どもと一緒に本を読んで感想を話し合ったり、地域の図書館に出かけて好きな本を選んだりするといった、読書に親しみながら家族とのコミュニケーションを図る「家読（うちどく）^(※)」に取り組むことは、家庭における子どもの読書のきっかけを作る一助になると考えられます。

また、身近な大人が本や新聞を読む姿は、子どもの読書習慣の形成に有効であるとも言われるため、子どもがそれぞれの成長段階に応じて読書に対する興味・関心を広げられるよう、保護者は、見守り、応援することが望まれます。

また、家庭における読書活動を推進していく上では、多様な家庭の状況があること、多様な子どもがいることに配慮し、個々の家庭の課題とするのではなく、地域の様々な機関や団体が連携・協力して、社会全体で読書活動を支えていく必要があります。

県内においては、ブックスタート^(※)などの乳幼児期から親子で読書に親しむ取組が多くの自治体で実施されており、引き続き充実を図るとともに、広く地域住民や保護者等に対して、子どもの読書活動の意義や重要性を啓発していくことが求められます。

市町村立図書館や公民館図書室においては、学校図書館や関係機関、地域のボランティア団体等と連携・協力しながら、家庭における読書が充実するよう、機会や場を整備することが期待されます。

【推進方策 1-2】 地域における読書活動の推進

市町村立図書館は、子どもが家庭や学校以外において気軽に読書や本に親んだり、学びを深めることができる場所であり、地域における子どもの読書活動推進の中心的な役割を担っています。これまで取り組んできた図書館サービスの充実を図るとともに、あわせて子どもの主体性や意思を尊重し、子どもの希望を反映させられる取組を実施していくことが望まれます。

また、情報と人を結びつけるという図書館の本質的な役割の観点から、デジタル情報資源も活用しながら、子どもたちが多様な「読書」の機会が得られるようサービスの改善を図ることが大切です。

図書館が持つ「居場所」としての機能が見直されていることから、図書館が子どもたちの立ち寄りやすく、心地よい場所となることで、学校に行きづらいなど様々な状況にある子どもたちが様々な本と出会い、安心して居られる場にもなります。また、地域の中にある子どもの居場所として機能する場（放課後児童クラブ等）や、学校以外の多様な学びの場である教育支援センターやフリースクール等とも連携・協力し、子どもたちが様々な場で読書を楽しむことができるよう取組を進めていくことが求められます。

さらには、地域の学校図書館がその機能を十分に発揮し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による教育の推進に寄与できるよう、学校と学校図書館との連携・支援の体制充実を図る必要があります。

県立長野図書館においては、児童図書室に備えた様々な体験用具を活用した「体験の貸出」等を通じて、子どもたちが「実感ある知」を獲得しながらそれぞれの興味関心を深めていくことができる豊かな読書体験が得られるよう取組を進めるとともに、子どもたちの豊かな読書につながるプログラムの実施・普及に努めます。

また、県教委とともに、「市町村と県による協働電子図書館“デジとしよ信州”」及び「視覚障がい者向け電子図書館サービス“アクセシブルライブラリー”」について、引き続き全市町村との協働運営を通じて、県内の子どもたちが、いつでもだれでもどこからでも自由に本にアクセスし、「読むこと」、「知ること」の楽しさに触れられる読書環境の充実を図ります。

県教委においては、「子供の読書活動優秀実践学校・園・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰」の推薦等を通じて、地域における読書活動の好事例の発掘・周知等を図ります。

【推進方策 1-3】 学校等における読書活動の推進

生涯にわたり主体的に読書に親しみ、楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書体験を積んでいくことが大切です。また、多様な背景を持つ子どもの状況を踏まえ、多くの子どもが長い時間を過ごす学校等が果たす役割の重要性が増しています。

（1）発達段階に応じた取組

読書活動を展開する主体においては、国による第5次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」のほか、就学前の子どもに対しては「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」など、就学期の児童生徒に対しては「学習指導要領」や「学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最

適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料」などを基本とした、各発達段階ごとの読書の捉え方を踏まえながら活動を展開することが大切です。また、対象となる子どもの状況や地域の実情に応じて、公共図書館や関係機関等と連携を図りつつ取組を進めていくことが望まれます。

○読書に関する発達段階ごとの特徴例

【就学前(幼稚園、保育所、認定こども園等)の時期:おおむね6歳頃まで】

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

【小学生の時期:おおむね6歳から12歳まで】

- ・低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。
- ・中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。
- ・高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

【中学生の時期:おおむね12歳から15歳まで】

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

【高校生の時期:おおむね15歳から18歳まで】

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

（文部科学省:第5次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」より引用）

(2)学校図書館における取組

学校図書館は、「読書センター(※)」「学習センター(※)」「情報センター(※)」の3つの機能を有する、学校教育に欠くことのできない基礎的な設備です。

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領においては、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図ることによって、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することや、地域の図書館等と連携し多様な資料を基にした情報の収集活用の学習活動を充実させること等が示されています。また、「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられている「言語能力」及び「情報活用能力」について、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとされています。

学校などにおいて新聞を教材として活用する活動である NIE(※)など、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、学校図書館は司書教諭(※)や教員と連携しながら、個別最

適な学びと協働的な学びの一体的な充実による教育の推進に寄与していくことが求められます。

また、児童生徒が読書を通じて「読むこと」、「知ること」の楽しさを感じられるよう、子どもの希望や意思を取組に反映させるなど、子どもが主体となった読書活動の展開についても考慮していくことが大切です。

●取組の柱 2 子ども読書活動推進のための環境整備

子どもの読書活動推進に関する取組を進めていく上で重要な基盤となる図書資料や人材育成等について、県、市町村、学校、関係機関・団体等が相互に連携・協力を図りながら計画的に整備・充実を進めていくことが大切です。

【推進方策 2-1】 地域における読書環境の整備

(1)公共図書館等

多様な子どもたちの読書環境充実のため、DAISY 図書や点字図書、専門のネットワークサービスの活用など、デジタル社会に対応したメディアの充実と円滑な利用につながる支援をはじめとした読書バリアフリー化の推進が求められます。

また、学校に行きづらい子どもや、日本語を母語としない子ども、また長期入院等で本に触れる機会が限られる子どもなど、自ら読書の機会を得にくい環境にある子どもたちへの支援体制を充実させていくことが大切です。

子どもたちが地域の中で本に出合う機会を支えていくために、書店や出版社と公共図書館が連携して読書活動推進を図る取組の実施についても検討を進めていくことが求められます。

(2)県教委及び県立長野図書館

県立長野図書館においては、視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」や、国立国会図書館視覚障害者用データ送信サービスの周知・活用を図るとともに、上田点字図書館をはじめとした関係機関等と連携し、多様な子どもたちの読書機会の整備に努めます。

県教委及び県立長野図書館においては、「デジとしよ信州」及び「県立長野図書館電子書籍サービス」などの電子図書館の活用促進を図るほか、地域情報資源のポータルサイト「信州ナレッジスクエア」の運営や地域資料の電子化等を通じて、デジタル社会に対応した読書環境の整備充実を引き続き図っていきます。

【推進方策 2-2】 学校における読書環境の整備

児童生徒が、多様な目的・形の読書活動を展開できるよう、「学校図書館ガイドライン」や「第6次学校図書館計画」等に基づき、教育委員会と学校が一体的に学校図書館の計画的整備を進めることが重要です。

学校図書館図書標準の達成のための新たな図書の整備に加え、正しい情報に触れられるよ

う計画的な更新を行うなど、図書をはじめとしたコレクションの選定・廃棄に係る校内組織の設置及び基準の策定に努めることが大切です。

また、1人1台端末を活用した教育DXへの寄与や読書バリアフリーへの対応等の観点から、「市町村と県による協働電子図書館“デジとしよ信州”」や「県立長野図書館電子書籍サービス」を児童生徒及び教職員が活用できる環境整備を進めていくことが大切です。

県教委においては、長野県第4次教育振興基本計画の政策の柱1「一人ひとりが主体的に学び他者と協働する学校をつくる」、政策の柱2「一人の子どもも取り残されない『多様性を包み込む』学びの環境をつくる」の実現に向けて、学校図書館の整備・活用を通じて子どもたちの「情報活用能力」の育成等を図るため、市町村(学校組合)教育委員会、学校等との連携を進めます。

【推進方策 2-3】子どもの読書活動を支える人的体制の整備

子どもの読書活動の推進や環境整備を図るためには、その主体となる公立図書館や学校が果たす役割が大きいことから、司書や学校司書、司書教諭等の人的体制を充実させる必要があります。

学校司書の配置は自治体の努力義務であり、市町村(学校組合)教育委員会においては、「第6次学校図書館計画」を踏まえ、学校司書の一層の配置拡充に努めることが求められます。また司書教諭が学校図書館業務に従事できるよう、教職員の協力体制の確立やその役割等について理解を図っていくことも大切です。

学校図書館が教育課程の展開において有効に機能し、子どもの多様な読書活動が推進されるためには、司書教諭、学校司書が専門的な知識・技能を習得し、その専門性が一層発揮されるよう研修機会を充実させていくことが求められます。

県教育委員会と県立長野図書館は連携し、「図書館法」(昭和25年法律第118号)第7条の規定に基づき、司書がその役割を果たすために必要な資質能力等の向上を図るため、継続的・計画的な研修を実施するよう努めるとともに、学校司書に関しても、その資質向上を目指した講座等の開催に取り組みます。

4 推進体制

県教委は、県内の子ども読書活動の推進に向け、読書活動を支える環境整備や、横断的で有機的なネットワークの構築・充実について取組を進めます。

（1）読書活動を支える環境整備

県教委においては、第5次推進計画について県ホームページに掲載し広く周知を図るほか、関係する様々な主体に対して、子どもの読書活動推進に対する理解促進や計画を踏まえた取組が展開されるよう働きかけを行います。

また、市町村（学校組合）教育委員会、市町村立図書館等に向けて、各種会議や研修等の機会を通じて、子どもの読書活動の推進や環境整備に係る取組のほか、図書館運営全般についての助言や情報提供に努めます。

推進法第9条により、市町村は子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画策定に努める必要があることから、県においては市町村の子どもの読書活動推進計画の策定・見直しが適切に行われるよう、助言や情報提供等の支援を行います

（2）有機的なネットワークの構築に向けた検討

県教委は、子ども読書活動を全県で推進していくために、主体となる様々な関係者・団体等（小中学校、高等学校、特別支援学校、保育園・幼稚園、公立図書館、教育委員会、事業者、長野県図書館協会、読書ボランティア団体等）が連携・協力し取組を展開していくための枠組みとなる、横断的で有機的なネットワークの構築に向けた検討を進めます。

当該ネットワークにおいては、本計画における取組等の充実を図るため、長野県内の子どもの読書活動の現状に関する基礎情報を得ることを目的とした新たな調査の実施について検討を行うとともに、市町村立図書館や学校・学校図書館などにおける読書活動推進につながる具体的なアクションの提案等の取組を進めます。

5 指標

計画の実効性を高めるため、以下の指標を設定し、基本理念の実現に向けて取り組みます。

（1）県民一人当たり年間貸出冊数（公立図書館・電子図書館）

R5	R11	指標設定の考え方
5.5冊	6.1冊	県人口を分母とする公立図書館、市町村と県による協働電子図書館における貸出冊数

※出典：「長野県公共図書館概況」県立長野図書館

多様な形の読書活動が展開されるよう、電子書籍も含めた県民一人当たりの貸出冊数を指標の一つとし、その充実を図ります。

なお、この指標は、「しあわせ信州創造プラン 3.0（長野県総合 5 か年計画）」（計画期間：令和5年度から令和9年度）においても達成目標の1つとして設定しているものです。

（2）市町村の「子ども読書活動推進計画」策定率

	R5	R11	指標設定の考え方
市	84.2%	100%	19市すべてが策定済（更新含む）になることを目指す
町村	36.2%	53.4%	「策定予定無し」31 町村のうち 10 町村が策定（更新）することを目指す

※出典：文部科学省調査（最新調査は R5）

地域における読書活動推進の拠り所となる同計画について、各市町村の策定・更新が適切に行われるよう働きかけを行います。その際は、上位計画への包含や広域単位での策定など、策定方法の選択肢を示しつつ、地域の実情に応じた読書活動推進が図られるよう周知を図ります。

（3）読書活動の現状調査

計画期間内に県内の子どもの読書活動の現状を把握する新たな調査を実施することを目指す

本計画における取組の充実を図るため、長野県内の子どもの読書活動の現状を把握し、基礎情報を得ることを目的とした新たな調査について、実施主体、方法、対象、調査項目などを検討のうえ実施します。

【用語解説】

用語	解説
アクセシブルライブラリー	長野県内の市町村と県が協働で運営する、視覚障がい者専用の電子図書館。すべての電子書籍が音声読み上げ対応。県内に居住している身体障害者手帳（視覚障害）を持つ方は誰でも無料で利用できる
ウェルビーイング	・身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念 ・多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念
家読（うちどく）	家族みんなで読書をすることで家族のコミュニケーションを深めることを目的にした読書運動。学校における「朝の読書」の家庭版として 2006 年に提唱された活動
NIE	Newspaper in Education（エヌ・アイ・イー）の略。学校などで新聞を教材として活用する取組
学校司書	平成26年の法の一部改正により「専ら学校図書館の職務に従事する職員」として明記され、学校司書を置くよう努めなければならないと規定された
学校図書館	「学校図書館法」（平成27年改正法律第46号）に定められる学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、学校教育に必要な情報資源を収集し、整理し、保存し、それを児童生徒・教員の利用に供することによって学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成することを目的とする施設。以下3つの機能を有する
・読書センター機能	読む力を育成し、人間性を涵養する機能
・学習センター機能	すべての教科で資料活用することにより、主体的・対話的で深い学びを実現し、授業改善につながる機能
・情報センター機能	児童生徒及び教職員の情報ニーズに対応し、情報活用能力を育成する機能
学校図書館支援プログラム	学校図書館などを対象にインターネットからの蔵書検索と簡易的な予約受付の仕組みを無償で提供する取組。図書館システムが未導入の図書館や、蔵書検索システムが未整備の場合でも簡易的なウェブサービスを立ち上げることができる
学校図書館図書標準	公立の義務教育諸学校の学校図書館において整備すべき蔵書冊数の標準として文科省が制定したもの
サピエ	視覚障がい者をはじめ、目で文字を読むことが困難な方々に対し、様々な情報を点字、音声データなどで提供する全国的なネットワーク
司書	「図書館法」第4条の規定に基づき図書館の専門的業務に従事する職員
司書教諭	「学校図書館法」第5条の規定に基づき、学校図書館の専門的職務にあたる教諭。平成15年の法改正により12学級以上の学校には必置となった
情報活用能力	世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉えて把握し、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発

	見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な 資質・能力
電子書籍	インターネットを通じて電子的に配信される図書等のほか、紙 媒体で発行された資料をスキャンして電子化したものも含む
ビブリオバトル	読んで面白いと思った本を持ちよった発表者が 5 分程度で本 を紹介し、一番読みたくなった本に参加者が投票し最多得票数 を得たチャンプ本を決める、本の紹介コミュニケーションゲーム
ブックスタート	0歳児健診などの機会に、絵本をひらく楽しい「体験」と「絵本」 をセットでプレゼントし、赤ちゃんと保護者の本を通じたコミュ ニケーションを応援する活動
プレクストーク	視覚障がい者における晴眼者と同等な読書環境の実現と録音 図書の世界共通財産化を目指して開発された DAISY(デ이지ー) 形式の録音図書に対応したデジタル録音図書読書機や DAISY 図書製作用の機器やソフトウェア等
マルチメディアデージー 教科書	通常の教科書では読むことが困難な発達障害や弱視等の視覚 障害、その他の障害のある児童・生徒のための通常の教科書と 同様のテキスト、画像を使用し、テキストに音声をシンクロ(同 期)させて読むことができるもの

○主な参考資料

- ・「第4期教育振興基本計画」文部科学省, 2023
- ・「言語能力及び情報活用能力に関する学習指導要領等での記載について(抜粋)」文部科学省, 2020
- ・「1人1台端末時代の学校図書館担当指導主事の仕事と知識」全国学校図書館協議会指導主事研修資料委員会, 2021
- ・『図書館情報学基礎資料 第5版』樹村房, 2024

【参考資料】

「子どもの読書活動優秀実践学校・図書館・団体（園）文部科学大臣表彰」県内表彰実績

表彰 年度	学 校	図書館	団体・個人
H14	飯田市立追手町小学校	富士見町図書館	読書の森読リーむinちの (茅野市)
	東部町立田中小学校		
H15	波田町立波田小学校	波田町立図書館	子どもの本研究会 (飯田市)
	茅野市立永明中学校		
	長野県中野高等学校		
H16	佐久市立岩村田小学校	茅野市図書館	長野県PTA親子読書推進の会 (長野市)
	千曲市立八幡小学校		
	長野県大町北高等学校		
H17	箕輪町立箕輪南小学校	喬木村立棕鳩十記念図書館	おはなしくれよん (茅野市)
	松川町立松川中央小学校		
	長野県野沢南高等学校		
H18	諏訪市立城南小学校	中川村図書館	おたのしみ子ども会(千曲市)
	麻績村立麻績小学校		
	御代田町立御代田南小学校		
H19	須坂市立井上小学校	(推薦無し)	おはなしざしきわらしの会 (上田市)
	諏訪市立諏訪城南中学校		
	長野県松川高等学校		
H20	青木村立青木小学校	(推薦無し)	中野子どもの本研究会 (中野市)
	青木村立青木中学校		
	長野県白馬高等学校		
H21	富士見町立富士見小学校	(推薦無し)	塩尻市民読書の会 (塩尻市)
	富士見町立富士見高原中学校		
	須坂市立常盤中学校		
H22	松本市立岡田小学校	(推薦無し)	更級かたりべの会 (千曲市)
	松本市立女鳥羽中学校		
	松本市立本郷小学校		
H23	塩尻市立宗賀小学校	(推薦無し)	(推薦無し)
	塩尻市立塩尻西部中学校		
	長野県飯田高等学校		
H24	下諏訪町立下諏訪南小学校	(推薦無し)	くれよんの会 (松本市)
	茅野市立泉野小学校		
	長野県松本養護学校		

H25	茅野市立米沢小学校	山形村図書館	たんぽぽの会 (須坂市)
	松川村立松川中学校	下諏訪町立図書館	
	長野県若槻養護学校		
H26	佐久市立中佐都小学校	(推薦無し)	栗林 聡 (大町市)
	豊丘村立豊丘北小学校		
	長野県松本ろう学校		
H27	花田養護学校	(推薦無し)	須坂市子ども読書活動支援研究会 (須坂市)
	茅野市立宮川小学校		
	松本市立菅野中学校		
H28	茅野市立玉川小学校	(推薦無し)	おはなしポケット (長野市)
	下諏訪町立下諏訪社中学校		
	長野県蓼科高等学校		
H29	茅野市立湖東小学校	(推薦無し)	(推薦無し)
	駒ヶ根市立赤穂小学校		
	東御清翔高等学校		
H30	麻績村立麻績小学校	(推薦無し)	おはなしを読む会「風車」 (大町市)
	茅野市立北部中学校		
	長野県諏訪清陵高等学校		
H31	松本市立菅野小学校	(推薦無し)	かたくりの会 (須坂市)
	茅野市立金沢小学校		
	長野県伊那養護学校		
R2	上田市立塩田西小学校	(推薦無し)	キラキラぱ〜く (須坂市)
	飯田市立緑ヶ丘中学校		
	長野県小諸高等学校		
R3	茅野市立豊平小学校	(推薦無し)	おはなしの森 やまぼうし (大町市)
	岡谷市立長地小学校		
R4	(推薦無し)	(推薦無し)	(推薦無し)
R5	(推薦無し)	(推薦無し)	健診時読み聞かせスタッフミルフィーユ(大町市)
R6	塩尻市立吉田小学校	(推薦無し)	おはなしの会 やしろ (大町市)

※R6から「園」が対象に含まれたが県内からの推薦は無し

長野県子ども読書活動推進会議開催要綱

（趣 旨）

第1 子ども読書活動の総合的な振興に資するとともに、明確かつ客観的な基準の下に透明性の確保を図るため、長野県子ども読書活動推進計画の実行状況の点検・評価等を行う長野県子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

なお、推進会議は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

（会議事項）

第2 長野県教育委員会は、次の事項について会議において意見を聴く。

- (1) 子どもの読書活動の推進の連携・協力方策に関すること
- (2) 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）第 9 条第 1 項に基づく計画策定への助言に関すること
- (3) その他子どもの読書活動の推進の方策に関すること

（構 成）

第3 推進会議は、委員6名以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから県教育委員会が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 図書館関係者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 読書活動関係者

（座 長）

第4 推進会議に座長を置く。

（任 期）

第5 推進会議は令和7年3月 31 日までの間、開催するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年 10 月3日から施行する。

長野県子ども読書活動推進会議

◎委員名簿(6名)

氏 名	役 職 等
八木 雄一郎	学識経験者（信州大学教育学部准教授）
森 いづみ	図書館関係者（県立長野図書館長）
平中 和司	図書館関係者（大桑村図書館長）
佐々木 宏展	学校教育関係者（長野市立更北中学校教諭）
宮澤 優子	読書活動関係者（伊勢市教育委員会事務局社会教育課 子ども読書活性化担当 主幹）
中山 美由紀	読書活動関係者（立教大学学校・社会教育講座司書課程兼任講師）

第5次長野県子ども読書活動推進計画(原案)

（パブリックコメント用）

編集・発行 長野県教育委員会事務局生涯学習課
〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
TEL:026-235-7439 FAX:026-235-7493
Eメール:shogai@pref.nagano.lg.jp